

松江市動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

松江市動物の愛護及び管理に関する規則（平成 29 年松江市規則第 82 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p><u>(手数料の減免)</u></p> <p><u>第 8 条 条例第 6 条第 4 項の規定による手数料の減額又は免除は、次の各号に掲げる者に対し行うものとし、その率は当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する者 10 分の 10</u></p> <p><u>(2) 市町村民税非課税世帯(犬又は猫の引取りを申請する日の属する年度(当該申請する日が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度)の市町村民税が非課税である世帯をいう。)に属する者(前号に該当する者を除く。) 10 分の 5</u></p> <p><u>(3) 非常災害その他の理由により市長が減免を必要と認める者 市長が別に定める率</u></p> <p><u>2 前項の減額又は免除を受けようとする者は、第 2 条の規定による犬又は猫の引取申請書の提出の際、動物引取手数料減免申請書(様式第 5 号)に前項各号に掲げる者に該当することを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p>	

3 市長は、前項の申請があった場合において、手数料の減額又は免除を決定したときは、動物引取手数料減免決定通知書(様式第6号)により、当該申請を却下したときは、動物引取手数料減免申請却下通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

第9条～第12条 略

様式第1号(第2条関係)

略
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
申請者 住 所
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
電話番号

犬又は猫の引取申請者

略
様式第2号(第2条関係)

略
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
申請者 住 所
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
電話番号

所有者不明の犬又は猫の引取申請書

略
様式第3号(第3条関係)

略
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
申請者 住 所

第8条～第11条 略

様式第1号(第2条関係)

略
氏 名
申請者 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所
電話番号

犬又は猫の引取申請書

略
様式第2号(第2条関係)

略
氏 名
申請者 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所
電話番号

所有者不明の犬又は猫の引取申請書

略
様式第3号(第3条関係)

略
氏 名
申請者 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

電話番号

犬、猫等の動物返還申請書

略

様式第4号(第7条関係)

略

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請者

住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

電話番号

犬、猫等の動物譲受申請書

略

様式第5号 別紙のとおり

様式第6号 別紙のとおり

様式第7号 別紙のとおり

様式第8号(第9条関係)

略

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

届出者

住所

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

電話番号

飼い犬事故届

略

様式第9号(第9条関係)

略

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

届出者

住所

電話番号

犬、猫等の動物返還申請書

略

様式第4号(第7条関係)

略

氏名

申請者

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所

電話番号

犬、猫等の動物譲受申請書

略

様式第5号(第8条関係)

略

氏名

届出者

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所

電話番号

飼い犬事故届

略

様式第6号(第8条関係)

略

氏名

届出者

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所

(法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)

電話番号

特定動物事故届

略

様式第 10 号(第 11 条関係) 略

電話番号

特定動物事故届

略

様式第 7 号(第 10 条関係) 略

<改正後>

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

申請者 住 所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

電話番号

動物引取手数料減免申請書

松江市動物の愛護及び管理に関する規則第8条第2項の規定により、下記のとおり手数料の減免を申請します。

記

1 対象となる引取り

種 類	数 (①)	手数料額 (②)	小計 (①×②)
生後90日を超える犬	頭	円	円
生後90日を超える猫	匹	円	円
生後90日以内の犬	頭	円	円
生後90日以内の猫	匹	円	円
合計			円

（注）手数料額（②）は、1頭又は1匹当たりの金額

2 減免該当要件

- 生活保護法の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者
- 市町村民税非課税世帯に属する者
- 非常災害その他の理由（ ）

<改正後>

様式第6号（第8条関係）

動物引取手数料減免決定通知書

年 月 日

様

松江市長 氏名 印

年 月 日付けで申請のあった動物引取手数料の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 減免となる手数料及び減免後の額

種 類	数 (①)	手数料額 (②)	減免額 (③)	減免後の 手数料額 (④) (②-③)	小計 (①×④)
生後90日を超える犬	頭	円	円	円	円
生後90日を超える猫	匹	円	円	円	円
生後90日以内の犬	頭	円	円	円	円
生後90日以内の猫	匹	円	円	円	円
合計					円

(注) 手数料額 (②)、減免額 (③) 及び減免後の手数料 (④) は、1頭又は1匹当たりの金額

2 減免理由

- 生活保護法の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する者
- 市町村民税非課税世帯に属する者
- 非常災害その他の理由（ ）

<改正後>

様式第7号（第8条関係）

動物引取手数料減免申請却下通知書

年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった動物引取手数料の減免について、下記のとおり申請を却下したので通知します。

記

1 申請のあった手数料

種 類	数 (①)	手数料額 (②)	小計 (①×②)
生後90日を超える犬	頭	円	円
生後90日を超える猫	匹	円	円
生後90日以内の犬	頭	円	円
生後90日以内の猫	匹	円	円
合計			円

(注) 手数料額 (②) は、1頭又は1匹当たりの金額

2 却下理由

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。